

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした。

再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、この決定を不服として、当審査会に対し、本件処分を取り消す旨の決定を求める旨の労働保険再審査請求書（以下「本件再審査請求書」という。）を提出したものである。

- 2 ところで、再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第50条で準用する同法第9条の2第1項の規定により、代理人によってすることができることとされており、また、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第24条第2項で準用する同令第4条第4項の規定により、代理人によって再審査請求をするときは委任状を添付しなければならないこととされている。

しかしながら、本件再審査請求書には、請求人が本件再審査請求に関する事項について請求代理人に委任する旨の委任状が添付されておらず、請求人が請求代理人に委任して本件再審査請求を行っていることは確認できなかった。

- 3 このため、当審査会は、労審法第50条で準用する同法第11条第1項に基づき、平成〇年〇月〇日付け文書（提出期限同年〇月〇日）をもって、請求代理人に対し、委任状を当審査会宛て提出するよう命じたが、提出期限を過ぎても委任状の提出がなかった。その後、更に同年〇月〇日付け文書（提出期限同月28〇日）、同年〇月〇日付け文書（提出期限同月〇日）、同年〇月〇日付け文書（提出期限同月〇日）

で補正命令を行ったが、請求代理人から委任状の提出がなかった。

このように、当審査会がした委任状を提出するようにとの4回にわたる補正命令にもかかわらず、請求代理人からの委任状の提出がないことから判断すると、請求代理人が本件再審査請求に関する事項について請求人から委任を受けた事実は認められず、結局、本件再審査請求書は、代理権のない者によって提出されたものと判断せざるを得ない。

- 4 以上のおりであるから、本件再審査請求は、不適法なものであって、相当の期間内にその欠陥が補正されなかったものであるので、労審法第50条において準用する同法第11条第2項の規定により却下されるべきものである。

よって主文のおり裁決する。